

「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長・拡充を求める意見書

現在、全国では新型コロナウイルス感染症との戦いに、国と地方が一丸となって取り組んでいるところであるが、社会・経済活動の変化から国民生活に甚大な影響をもたらしており、さらに、令和2年7月豪雨など記録的な集中豪雨や暴風、大規模な地震などの自然災害の頻発化、激甚化による被害に直面している。

この厳しい状況下にあっても、自然災害の発生による社会・経済活動の停滞・深刻化を防ぎ、持続的に発展させる努力が求められており、地域住民の生命・財産を守る防災・減災、及び重要なインフラ機能を確保する国土強靱化対策の推進は、今まで以上に重要性が高く、喫緊の課題である。

そこで、国では平成30年度から「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」を決定し、緊急性を有する対策を集中的に取り組んでいるところであるが、その期限が令和2年度末までとなっている。

しかし、本市の現状は地震や豪雨等による洪水や土砂災害等の自然災害リスクが非常に高く、緊急輸送道路の確保、浸水や土砂災害対策、防災機能の強化、インフラの老朽化対策の推進等、計画的な取組みが必要であり、そのためには、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が不可欠である。

よって、国においては、引き続き、防災・減災・国土強靱化対策に向けた、これら取組みを推進するため、下記の項目について、強く要望する。

記

- 1 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の確保を図ること。
- 3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月30日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）